

52万円を追加し、予算総額は10億3333万8千円となります。

以上の議案は原案どおり可決されました。

その他

■大町町災害支援施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項及び大町町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定に基づき、指定管理者の指定をするものです。

■佐賀県市町総合事務組合規約の変更について

佐賀県東部環境施設組合を退職手当の支給に関する事務の共同処理に参加させることに伴い、同組合規約を変更するものです。

以上の議案は原案どおり可決されました。

■大町町固定資産評価審査委員会委員の選任について
土井泉章氏が選任同意されました。

一般質問

編集／大町町議会
大町町企画政策課

ふるさと納税改定について

山下 淳也

議員

①10月に行われる、ふるさと納税制度の改定に伴い、これまでとどう違うのか。改定後はどう対応していくのか。

②地場産品、地元加工品の商品開発についての取り組みは。

企画政策課長

①ふるさと納税制度の改正は、大きく、「地場産品の基準」と「募集に係る費用」の二点となっております。

「地場産品の基準」の改正は、これまで加工製品については、その工程のうち主要な部分を区域内で行うこととされていましたが、その取り扱いが厳格化され、例えば、海外や県外産の牛肉を区域内で熟成させたものや、県外産の玄米を区域内で精米した米は、返礼品として扱うことができないこととなりました。他地域とのセットの場合は、区域内の製品が70%以上を占めることなど、返礼品の基準が厳格化されています。

「寄附の募集に要する費用」についての改正点として、従前は、募集に係る経費として、返礼品の調達、寄附の募集関係の業務委託、返礼品を掲載するポータルサイト事業者へ支払う費用、ポータルサイトを利用した際の決済手数料及び送料の総額が「寄附額の50%以下」とされてきました。

今回の改正では、この経費に加え、寄附後の経費となるワンストップ特例や寄附受領証明書の発行に関する

事務など、ふるさと納税の募集に付随して生ずる費用を含め50%以下とすることが示されました。

今回の改正での影響については、全国すべての自治体が統一された基準への変更であることに加え、以前から本町の返礼品については、今回の基準改正に関係するような返礼品は取り扱っておらず、また募集に係る費用についても、今後のポータルサイトの手数料の引き上げなど考慮した対策を行うこととしていることから、大きな影響はないと判断しているところです。

②新たな返礼品の企画や開発については、業務委託を行っている事業者の方で、鋭意、取り組まれています。

危険空き家について

議員

①危険空き家の戸数は
②所有者調査の把握は
③町外所有者への伝達手段は

生活環境課長

①現在、町で把握している危険空き家の戸数は24戸あり、倒壊等に

より第三者に危害を与える恐れのある空き家の戸数となります。

②危険空き家24戸のうち、所有者等を把握している戸数は16戸、所有者等が把握できない戸数は8戸となっています。この8戸のうち、未登記で把握できない戸数が5戸、登記が複数あるため判別不可の戸数が3戸となっています。

③町外所有者等への伝達手段については、助言・指導の通知文書のほか、現況写真及び解体補助制度のチラシを送付して、空き家の適正な管理の推進を図っています。

所有者等の把握には固定資産税の所有者情報、登記情報や戸籍の確認作業が必要となり、所有者がわからない、相続人が多数存在するなどのケースがあるため、把握には苦慮しているところです。

実際、長期間放置されている空き家では、相続登記がなされないまま放置され